



地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による袋井市田原田園土地区画整理事業について、換地処分の公告があった日の翌日から次のとおり本市内の字の区域を変更し、及び小字を廃止することについて、静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）の規定により告示する。

平成22年7月12日

袋井市長 原田 英之



1 大字新池に編入し、小字を廃止する区域

大字諸井字向イの一部

2 小字を廃止する区域

大字新池字西松下の全部、字南松下の全部、字南山割の全部、字中村の全部、字三田田の一部、字西寺脇の一部、字東寺脇の一部、字山王脇の一部、字川田の一部、字鍛冶屋堤の一部